

京都市心身障害者扶養共済事業条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年4月25日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 2 号

京都市心身障害者扶養共済事業条例施行規則の一部を改正する規則

京都市心身障害者扶養共済事業条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、

「

年金受取人	住 所
	氏 名 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女

を

」

「

年金受取人	住 所
	氏 名 年 月 日生

に改める。

」

第3号様式中

「

氏 名	男・女	年 月 日生
加入者との関係	障害者との関係	

を

」

「

氏 名	年 月 日生
加入者との関係	障害者との関係

に改める。

」

第4号様式注以外の部分及び第5号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第9号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、

「

氏 名		
年 月 日生 □男 □女 ㊟		
職 業	加入者との関係	障害者との関係

を

」

「

氏 名		
年 月 日生 ㊟		
職 業	加入者との関係	障害者との関係

に、

」

「

旧受 年取 金人	住 所
	氏 名
年 月 日生 □男 □女 ㊟	

」

を

「

旧年 金受 取人	住 所
	氏 名
年 月 日生 ㊟	

」

に改める。

第11号様式注以外の部分、第12号様式注以外の部分、第13号様式注以外の部分、第14号様式注以外の部分及び第15号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則による改正前の京都市心身障害者扶養共済事業条例施行規則の規定により交付された京都市心身障害者扶養共済加入者証は、この規則による改正後の京都市心身障害者扶養共済事業条例施行規則の規定により交付された京都市心身障害者扶養共済加入者証とみなす。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)